

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び釧路市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、U I J ターン新規就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に釧路市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に釧路市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業、関係人口の場合のみ)

 - (4) 実施要領第5-1-(1)ーイ又はオにおいて、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(起業の場合のみ)

 - (5) 地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される釧路市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。
 - 4 移住支援金の申請時において、市税等(※)の滞納はありません。なお、釧路市から証明書等の提出を求められた場合には、それに応じます。
- ※市税等：市区町村税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料